

西目屋村の給与・定員管理等について(令和6年度)

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

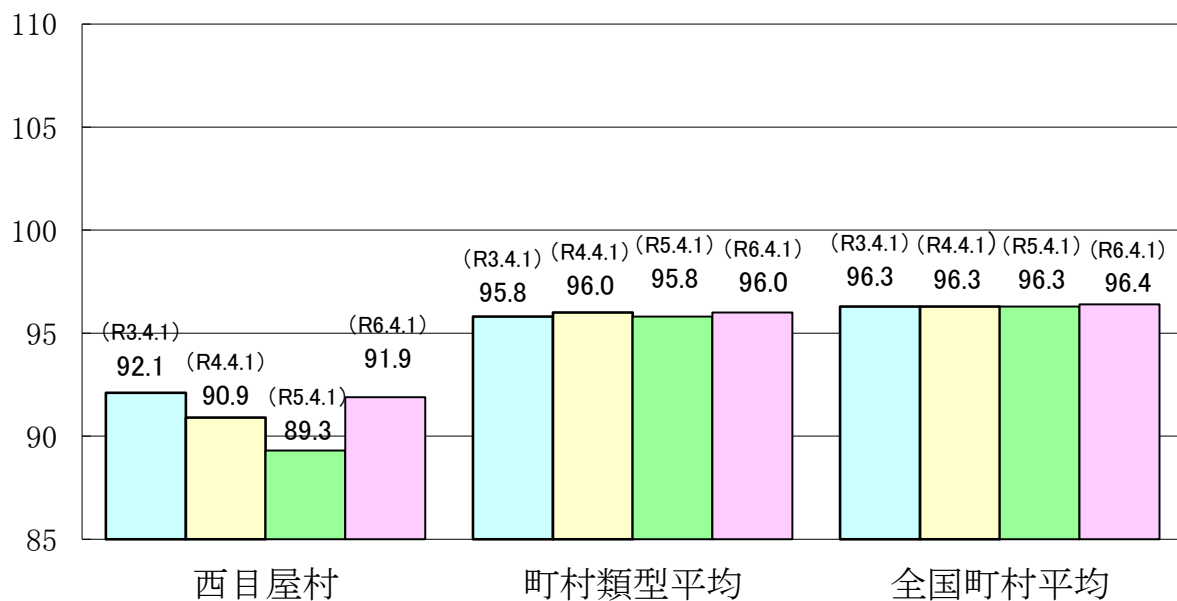
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
R5年度	人 1,242	千円 2,384,186	千円 93,833	千円 336,035	% 14.1	% 13.9

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	人 33	千円 137,433	千円 15,983	千円 48,873	千円 202,289	千円 6,130	千円 5,514

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①、②、③理由及び改善
該当しない。

(4) 給与改定の状況

西目屋村は人事委員会を設置していないため、省略します。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

給料表の改定実施時期 平成27年4月1日

(内容) 国及び県人事委員会勧告に準じて改定。(平均2%引下げ。初任層に係る号給の引下げなし。最高号給(国ベース)を4%引下げ)

40歳台や50歳台前半層の昇給機会の確保から号給を増設(行政職5級・6級)

激変緩和のため、県に準じ4年間(平成31年3月31日まで)経過措置(現給確保)を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

地域手当の支給なし

③ その他の見直し内容

管理職員特別手当について、国及び県人事委員会勧告に準じて見直しを実施。(平成27年4月1日)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
西目屋村	44.3 歳	303,900 円	329,704 円	328,487 円
青森県	42.6 歳	312,300 円	372,905 円	340,471 円
国	42.1 歳	323,823 円		405,378 円
類似団体	41.0 歳	299,781 円	343,406 円	328,800 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
西目屋村	48.5 歳	2 人	266,800 円	275,200 円	269,867 円	—	—	—	—
青森県	53.5 歳	224 人	300,700 円	335,767 円	317,194 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	49.2 歳	2 人	285,856 円	316,366 円	301,319 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
西目屋村	4,474,900 円	— 円	—

※年収ベースの「公務員(C)」は、平均給与月額を12倍したものに、前年度に支給された期末・勤勉手当の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	西目屋村	青森県	国
一般行政職	大 学 卒	187,300 円	202,400 円
	高 校 卒	166,600 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	164,000 円	169,000 円
			—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満	経験年数 25年以上30年未満
一般行政職	大 学 卒	235,800 円	292,200 円	※ 円
	高 校 卒	— 円	— 円	※ 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	※ 円

「※」は対象者が2人以下のため公表できません。

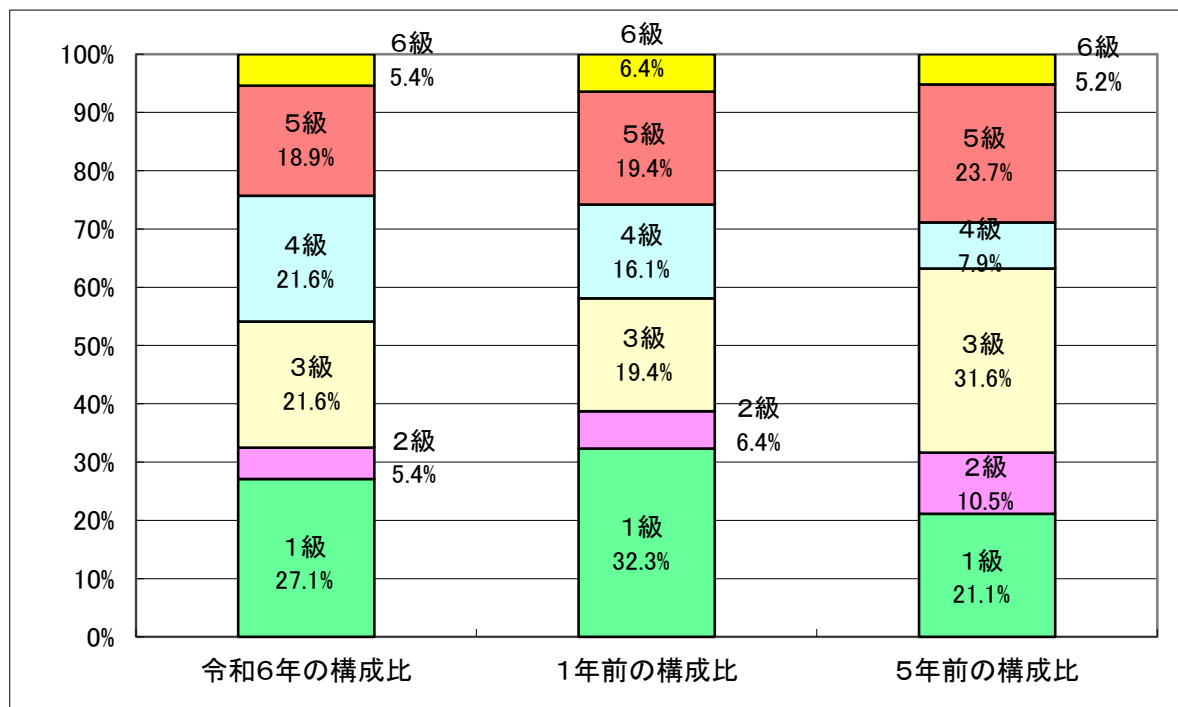
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給与月額	最高号給の 給与月額
1級	主事、技師	10人	27.1%	162,100円	249,400円
2級	主査、主事	2人	5.4%	208,000円	305,200円
3級	係長、主査	8人	21.6%	240,900円	351,000円
4級	課長補佐、主幹	8人	21.6%	271,600円	382,000円
5級	課長、局長、副参事	7人	18.9%	295,400円	394,000円
6級	参事	2人	5.4%	323,100円	411,300円

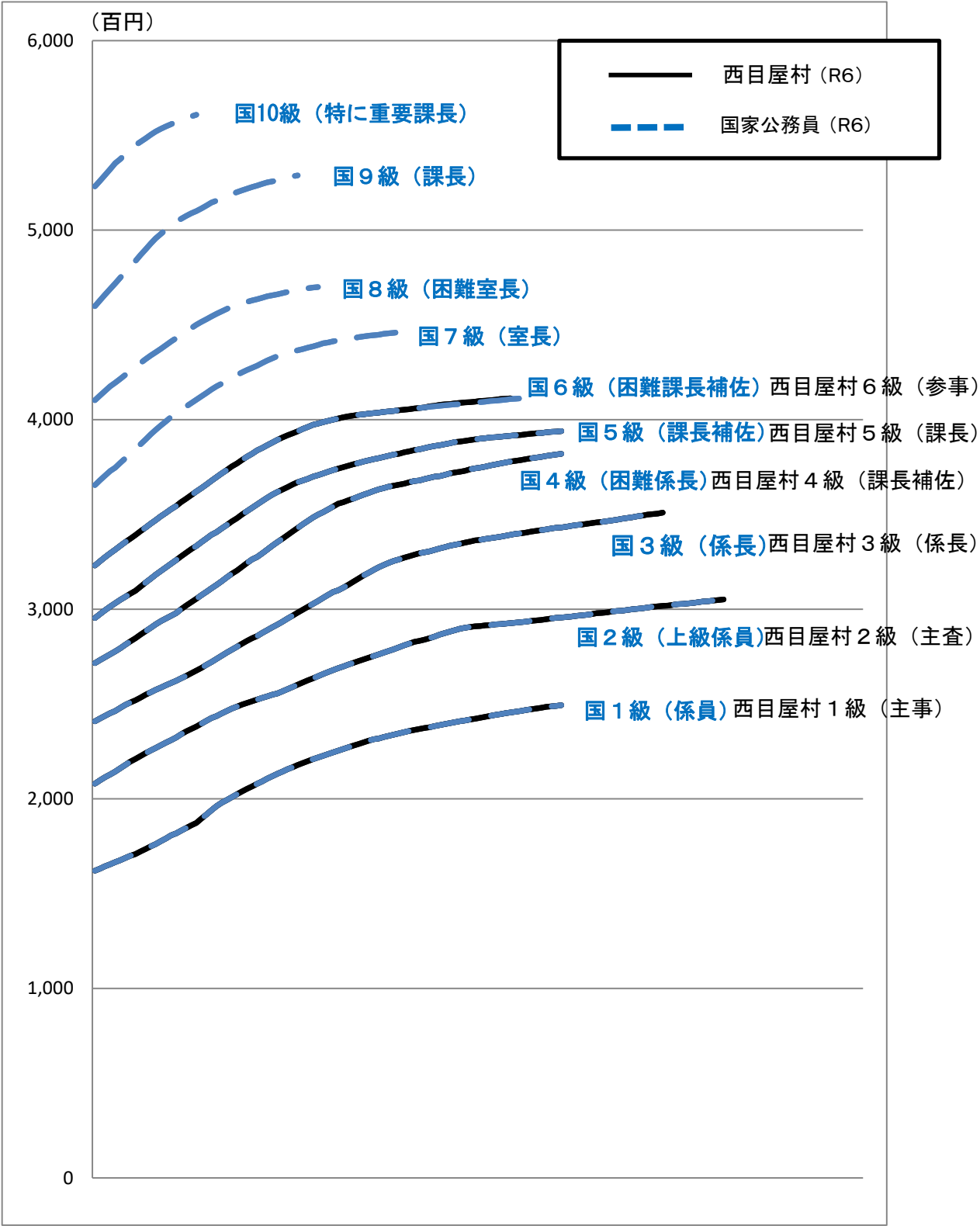
(注) 1 西目屋村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(西目屋村)

令和6年4月2日から令和7年4月1日までににおける運用	管 理 職 員		一 般 職 員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

西 目 屋 村	青 森 県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,481 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,657 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 1.95 月分 (1.375)月分 (0.925)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 1.95 月分 (1.375)月分 (0.925)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(西目屋村)

令和6年度中における運用	管 理 職 員		一 般 職 員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

西 目 屋 村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			・定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額 16,068 千円			1人当たり平均支給額 (公表していない)		

(注)退職手当の1人当たりの平均支給額は、令和4～5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		0 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
なし	0 %	0 人	— %

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		243 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		16 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		39.5 %	
手当の種類(手当数)		コミュニティバス運転手特殊勤務手当 (1)	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
運転手手当	従事した職員	コミュニティバスの運転	1時間につき300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	3,095 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	100 千円
支給実績（令和４年度決算）	3,209 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	92 千円

（注）職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和５年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和６年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)						
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 <table><tr><td>配偶者、父母等</td><td>6,500円</td></tr><tr><td>子</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>子特定年齢加算</td><td>5,000円</td></tr></table>	配偶者、父母等	6,500円	子	10,000円	子特定年齢加算	5,000円	同じ		4,481 千円	248,900 円
配偶者、父母等	6,500円										
子	10,000円										
子特定年齢加算	5,000円										
住居手当	借家・借間に居住する職員に支給 借家・借間住居職員 (月額12,000円を超える家賃を支払っている職員) 最高27,000円	異なる	支給対象となる家賃額の下限と手当額の上限	1,434 千円	286,800 円						
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 交通機関等の利用者 6箇月定期券の価格により一括支給 (支給額限度額:1箇月55,000円) 自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じた月額を毎月支給 (月額2,000円～22,300円)	異なる	通勤用具使用者の最高支給額	2,583 千円	117,400 円						
管理職手当	管理者又は監督の地位にある職員に支給 支給額 定額支給(20,000円～25,000円)			1,740 千円	248,600 円						
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に支給 支給期間 11月～3月までの5ヶ月間 世帯主扶養親族有 月額 17,800円 扶養親族無 月額 10,200円 その他の職員 月額 7,360円	同じ		2,299 千円	69,700 円						

5 特別職の報酬等の状況（令和６年４月１日現在）

区 分			給 料		月 額		等	
給 料	村 副 村	長 長	678,000 円 515,000 円	(参考)町村類型における最高／最低額				
				846,800 円／ 528,000 円 667,000 円／ 481,000 円				
報 酬	議 副 議 議	長 長 員	245,000 円 217,000 円 208,000 円	400,000 円／ 203,000 円 314,000 円／ 130,000 円 290,000 円／ 109,000 円				
期 末 手 当	村 副 村	長 長	(令和5年度支給割合) 3.30 月分					
			議 副 議 議	長 長 員	(令和5年度支給割合) 3.30 月分			
退 職 手 当	村 副 村	長 長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
			給料月額×在職月数×0.455		14,807,520円		任期毎	
			給料月額×在職月数×0.265		6,550,800円		任期毎	
	備 考							

（注）１ 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

２ 退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

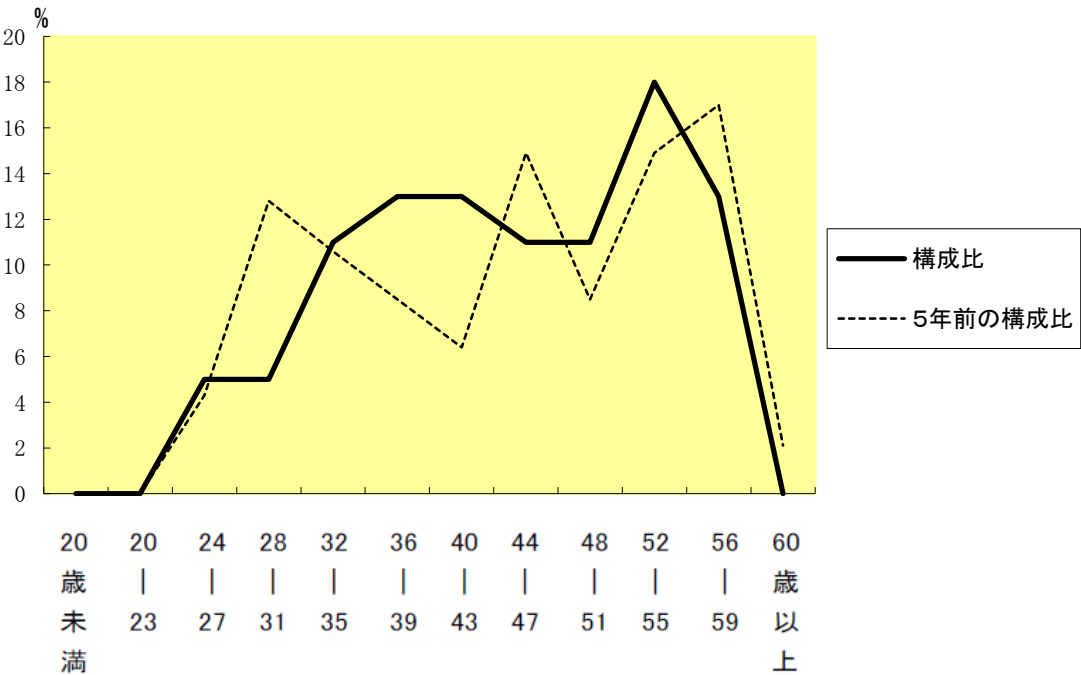
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
普通会計部門	議会	1	1	0	会計年度任用職員等の効果的配置による減 職務の兼任による減 業務内容の充実による増
	総務企画	13	13	0	
	税務	1	1	0	
	民生	3	1	△2	
	衛生	2	2	0	
	農林水産	5	4	△1	
	商工	2	3	1	
	土木	3	3	0	
	計	30	28	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 225.44 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 204.97 人)
	教育部門	5	5	0	
公営会計 企業部門	消防部門	0	0	0	
	小 計	35	33	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 265.70 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 241.46 人)
	水道	1	1	0	
	その他	4	4	0	
	小 計	5	5	0	
合 計		40 [48]	38 [48]	△2 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 305.96 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	2人	2人	4人	5人	5人	4人	4人	7人	5人	0人	38人

(3)職員数の推移

(単位 : 人 ・ %)

区 分 部 門	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	35	32	31	30	30	28	▲7 (▲20.0 %)
教育	7	7	7	6	5	5	▲2 (▲28.6 %)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (%)
普通会計	42	39	38	36	35	33	▲9 (▲21.4 %)
公営企業等会計	5	6	6	5	5	5	0 (0.0 %)
総合計	47	45	44	41	40	38	▲9 (▲19.1 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。